

## 府中市福祉計画検討協議会設置要綱

平成 25 年 3 月 25 日

要綱第 33 号

## (趣旨)

第 1 条 この要綱は、府中市福祉計画の策定に当たり、専門的知識を有する者の意見を反映させるため、府中市福祉計画検討協議会（以下「協議会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (所掌事務)

第 2 条 協議会は、府中市福祉計画の策定に関する事項について検討及び協議をし、その結果を市長に報告するものとする。

## (組織)

第 3 条 協議会は、次に掲げる者のうちから、市長が依頼する委員 20 人以内をもって組織する。

- (1) 府中市福祉のまちづくり推進審議会の委員 1 人
- (2) 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進協議会の委員 1 人
- (3) 府中市障害者計画推進協議会の委員 1 人
- (4) 府中市次世代育成支援行動計画推進協議会の委員 1 人
- (5) 府中市保健計画評価推進協議会の委員 1 人
- (6) 府中市民生委員児童委員協議会の委員 1 人
- (7) 社会福祉法人府中市社会福祉協議会の構成員 1 人
- (8) 府中市老人クラブ連合会の構成員 1 人
- (9) 府中市立小中学校 P T A 連合会の構成員 1 人
- (10) 府中市自治会連合会の構成員 1 人
- (11) 福祉、医療又は保健に関する団体の構成員 4 人以内
- (12) 社会福祉関係事業に従事している者 4 人以内
- (13) 公募による市民 2 人以内

## (委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、前条の規定による市長の依頼を受けた日から所掌事務が完了する日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせ、又は説明させることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉保健部地域福祉推進課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成25年3月25日から施行する。

2 この要綱は、第4条に規定する委員の任期が満了する日をもって、その効力を失う。